

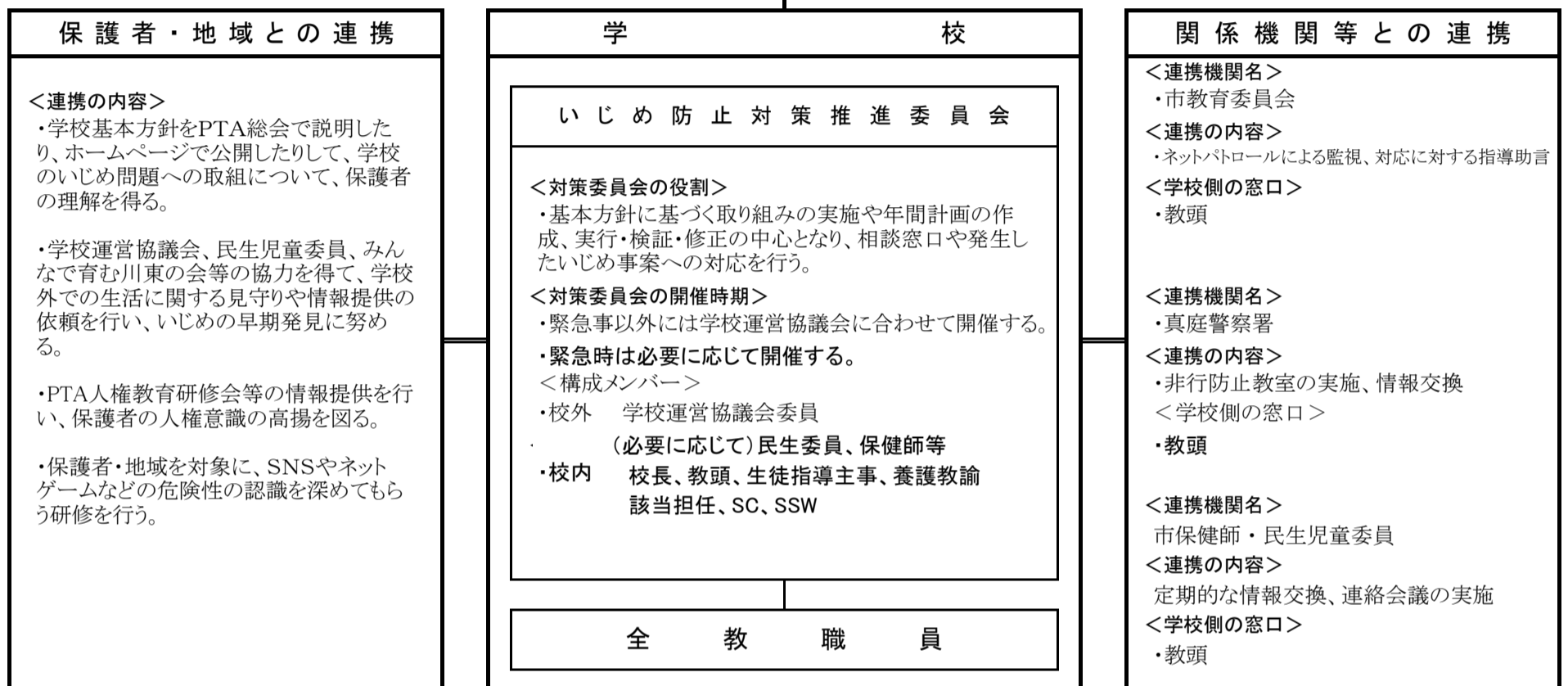
真庭市立川東小学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

本校では、令和3年度に5件(令和2年度からの継続指導1件を含む)のいじめにつながる事案を認知した。そのうち4件は解消し、1件は継続指導中である。友達関係を巡るトラブルや通学班内でのトラブル等は起こっているが、早い段階で事実を確認し、指導を行うことで早期解決し、長期に渡って尾を引く大きな問題にはなっていない。
 今後も未然防止のための積極的生徒指導の取組をさらに徹底して行い、いじめを生まない学校、学級の風土をつくる必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめを積極的に認知し、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ＜重点となる取組＞
- 児童主体の集会や取組を行うことで、児童がいじめを自らの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しないという意識をもたせる。また、主体的に改善しようとする力を育成する。
- 全校による百人一首の取組を始めとして、児童一人一人が自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進していくことで、いじめを生まない土壌づくりをする。
- いじめの早期発見のため、定期的にアンケートや生徒指導委員会を行うなど、様々な手段を講じる。
- いじめにつながる事案が起こった場合には、速やかに事実確認を行い、チームで対応して、早期対応、早期解決を図る。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>【いじめを生まない土壌づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権教育や道徳教育を通して、生命尊重の精神や思いやりの心を育て、人権意識の高揚を図る。 担任と児童、また、児童同士の望ましい人間関係づくりに努め、人権を尊重する環境づくりを進める。 川東小のきまり、学習のきまりなどに沿って、規律正しい態度で学校生活を送ることができるように、学校で統一した指導を行う。 百人一首の全校での取組、友だちのよさやありがとうを伝える取組など、達成感・成就感、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるようにする。 縦割り班活動等を通して、リーダー性や思いやりの心を育てる。 児童のSNS等の利用実態の把握を行い、全学年の児童を対象に情報モラル指導を行う。
② 早期発見	<p>【実態把握と情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日ごろからきめ細かな児童観察を行い、児童の様子のおぼろげな変化も把握するように努める。 6月と11月に教育相談週間を設け、いじめに関するアンケートも実施する。それに合わせて教育相談を行って、児童の生活や思いを把握し、いじめの早期発見を図る。 「いじめの早期発見のためのチェックリスト」を活用し、いじめの兆候を見逃さないようにする。 学級通信や連絡ノートを通じて学校と家庭との情報交換を密にして児童の様子を見守る。 生徒指導委員会等で定期的に児童の様子について情報交換し、児童の実態を教職員間で共有し、指導内容を確認する。
③ いじめへの対応	<p>【情報収集、組織的対応、児童への指導・支援、保護者との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめにつながる事案を把握した場合には、速やかに生徒指導担当に報告する。生徒指導担当は教頭と初期対応について協議し、すみやかに事実確認を行う。 必要に応じて校内いじめ防止対策推進委員会を開催し対応を協議する。また、事案の重大さによっては外部委員も含めた「いじめ防止対策推進委員会」で指導・支援対策を組む。 被害児童及び通報児童の安全を確保し、守り抜くことを最優先にする。 被害児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。 加害児童には、いじめは人格を傷つける許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるなど、適切かつ毅然とした対応を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係等を十分把握する。 いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめと思ったら誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。 関係児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。 いじめの解消については、「いじめの行為が3か月以上ないこと」「本人と保護者に面談等で『心身の苦痛がない』ことを確認すること」の2点に基づいて判断し、必要な見守り等を継続する。